

# 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」 (医療機関の規模別の適用関係(概要))

項目名	規制の概要	中小企業規模の 医療機関※	それ以外の 医療機関
時間外労働 の上限規制	原則として月45時間、年360時間等とする罰則付きの上限規制を導入する	医師を除きH32.4.1 から適用	医師を除きH31.4.1 から適用
割増賃金率	月60時間を超える時間外労働に係る 割増賃金率を50%以上とする	H35.4.1から適用 (既に適用あり)	
年次有給休 暇	10日以上の年次有給休暇が付与される 労働者に対し、5日について、毎年時 季指定して与えなければならぬことす る(労働者が時季指定したり計画的付 与したもののは除く)	H31.4.1から適用	
労働時間の 状況の把握	省令で定める方法(現認や客観的な方 法となる予定)により把握をしなければ ならないとする	H31.4.1から適用	
産業医	産業医が行った労働者の健康管理等 に関する勧告の内容を衛生委員会に 報告しなければならないとする等		H31.4.1から適用 (ただし、産業医の選任義務のある労働者 数50人以上の事業場)

※ 医療業における“中小企業”的基準  
⇒企業単位でみて i) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は ii) 常時使用する労働者の数が100人以下  
(なお、持分なし医療法人や社会福祉法人等の「資本金」や「出資金」がない法人格の場合は、法人全体の常時使用する労働者の数のみで判断する)